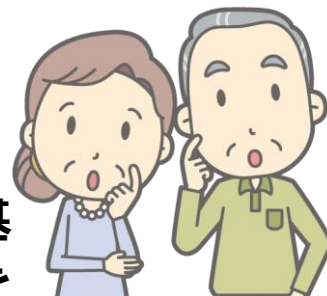


# 保険料の特例的な軽減を見直します

## 保険料均等割軽減の対象の方の 月額保険料について



- ◆ 保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ◆ 下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。
- ◆ 令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

※ 保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半（4・6・8月）は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半（10・12・2月）で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

(注) 口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。